

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バンブアラデシ ユ	バンブアラデシ人民共和国政府 に対しする贈与に関する日本国政府 とバンブアラデシ人民共和国 政府との間の交換公文	貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	500,000千円 H30.8.31まで	H29.2.8 ダツカで (同日)	日本側 渡邊正人在在バンブ アラデシ大使 バンブアラデシ側 シヨフイケクル・アソム財 務省経済関係局次官	H29.2.21 59号
バンブアラデシ ユ	バンブアラデシ人民共和国政府 に対しする贈与に関する日本国政府 とバンブアラデシ人民共和国 政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 品の購入	1,000,000千円 -----	H29.3.30 ダツカで (同日)	日本側 渡邊正人在在バンブ アラデシ大使 バンブアラデシ側 シヨフイケクル・アソム財 務省経済関係局次官	H29.4.13 141号
バンブアラデシ ユ	バンブアラデシ人民共和国政府 に対しする贈与に関する日本国政府 とバンブアラデシ人民共和国 政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 品の購入	500,000千円 -----	H29.7.24 ダツカで (同日)	日本側 渡邊正人在在バンブ アラデシ大使 バンブアラデシ側 シヨフイケクル・アソム財 務省経済関係局次官	H29.8.3 281号
バンブアラデシ ユ	人材育成選挙計画のための贈与 に関する日本国政府とバンブアラ デシ人民共和国政府との間の 交換公文	人材育成選挙計画 (三年型) を実施するために必要な 役務の購入	444,000千円 H36.12.31まで	H29.8.8 ダツカで (同日)	日本側 渡邊正人在在バンブ アラデシ大使 バンブアラデシ側 シヨフイケクル・アソム財 務省経済関係局次官	H29.8.23 299号
バンブアラデシ ユ	人材育成選挙計画 (三年型) の ための贈与に関する日本国政府 とバンブアラデシ人民共和国政 府との間の交換公文	人材育成選挙計画 (三年型) を実施するために必要な 役務の購入	345,000千円 H35.12.31まで	H29.8.8 ダツカで (同日)	日本側 渡邊正人在在バンブ アラデシ大使 バンブアラデシ側 シヨフイケクル・アソム財 務省経済関係局次官	H29.8.24 300号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成〇年〇月〇日と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。